

公正マーク更新審査のやりかた

審査一覧(更新一覧チェックシート)の送付を受けた方(登録有り)

(次の①～④のいずれかに該当)

- ① 登録された公正マーク商品で、審査時の**内容量、容器の規格、包装紙・添付葉とその表示内容が変更されておらず、継続して製造・販売し、公正マークを表示しようとする商品**は、更新一覧にチェックマークを記入して返送してください。
- ② 公正マーク審査時より、内容量、容器の規格、包装紙・添付葉とその**表示内容のいずれかでも変更されている商品**は、改めて審査が必要です。
⇒全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会にお問合せ下さい
- ③ 登録された公正マーク商品で、**現在、製造・販売していない商品**は、更新一覧にチェックマークを記入せず返送してください。該当商品を審査登録から削除します。
- ④ **現在販売されている商品で、更新一覧に該当商品が無く、公正マークを表示して製造・販売している商品は不当表示**となりますので、直ちに公正マーク審査の手続きを行って下さい。
⇒ 全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会にお問合せ下さい

審査一覧(更新一覧チェックシート)がお手元にない方⑤(登録無し)

- ⑤ 辛子めんたいこ製品及び公正マーク商品を、製造・販売されていない場合は、別紙の回答用紙(確認用)に公正マーク表示商品なし、とご記入ください。但し、上記②④に該当する方は、直ちに公正マークの審査手続きを行って下さい。⇒全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会にお問合せ下さい。

※ 公正マークの不正使用に対しては、「公正マーク使用に関する審査基準第11条」に則って是正措置が取られることとなります。